

いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ防止対策推進法第13条)

第1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、「いじめはどこにもあり得る、起こり得る」という認識のもと、家庭・地域との連携を密にして、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては**被害者の立場に立った親身の指導**を行うこと
- いじめ問題は**学校（教師）の指導のあり方が問われる**問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって**取り組むことが必要であること
- いじめ問題は**家庭教育の在り方に**大きく関わる問題であること

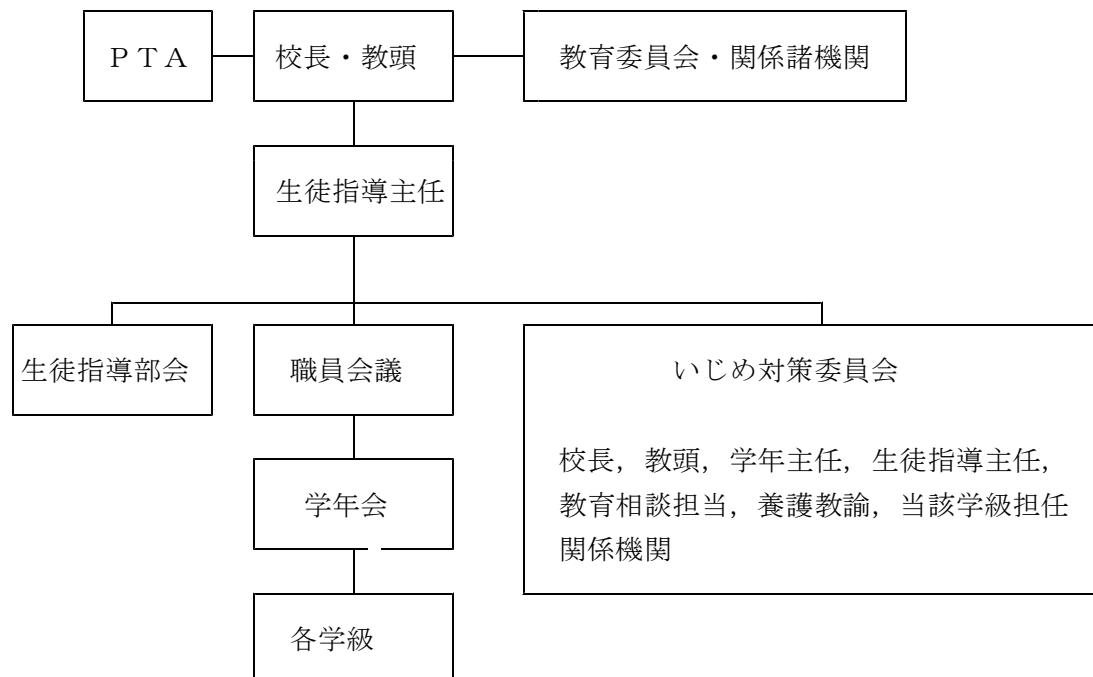
(沖縄県教育庁資料より)

第2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法第22条)

校長，教頭，教務，生徒指導主任，当該児童の学級担任，教育相談担当，養護教諭，その他関係教諭からなるいじめ対策委員会を設置し，必要に応じて委員会を開催する。配慮を要する児童については，スクールカウンセラーや関係機関等と情報交換を行い，共通理解を図る。また，これらの内容や事案については職員会議において報告し，周知徹底する。



第3 いじめ防止等のための対策

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめ防止対策推進法第23条)

1 いじめを未然に防止するための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 指導体制

① 教師の資質向上

ア 積極的に校内研修会（事例研究，教育相談等）を実施する。

イ 教師自身が人権意識を高め，体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

- ② 生徒指導部会における運営上のチェックポイント
 - ア 定期的に行われているか。
 - イ 各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。
 - ウ 話し合われたことが、全職員に報告され、理解されているか。
 - エ 問題行動の報告・対応に終始していないか。
- ③ 教育相談体制の確立
- ④ 子どもの行動観察
- ⑤ 子どもの心の理解
- ⑥ 家庭・地域社会との連携

(2) 教育活動

① 教科

ア 授業に対する教師の構え

子どもにとって学校生活の大半は教科の学習である。その授業者から受ける影響は計り知れない。指導方法はもちろんのこと、授業に対する教師の構えや姿勢、教師の人権感覚が問われる場でもある。

イ 授業の雰囲気作り

教師は授業を組み立てる中で、常に子どもの考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業展開を心がけていくことが重要である。認め合ったり支えあったりできる授業の雰囲気づくりが大切である。そのためには、子どもと教師の信頼関係なくしては教育効果を高めることはできない。

② 道徳

ア 人権意識を高め、人権感覚を磨く場として

授業では資料の中にとどまることなく、子ども達が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるように支援する。

③ 特別活動

ア 主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、子ども達がこれまで以上に主体的に取り組めるような場の設定が重要である。自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こういった体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。

イ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を養うために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を行う。

④ 教育相談

ア 教育相談の姿勢を生かした「温かい学級」づくり

支持的・受容的な温かい学級の風土をつくり上げ、学級内での、よりよい人間関係を築くことを目標の一つにする必要がある。学級内に、子ども達一人一人の心の居場所があり、自分が学級のみんなから受け入れられているという気持ちを持つことは、子ども達が、健全なパーソナリティを形成するときに、不可欠なものである。

イ 教育相談における教師の姿勢

- ・相手の話の内容を十分にわかるまでよく聴く
- ・相手の感情を共感的に理解し、受け入れる
- ・相手を勇気づける肯定的な対応を心がける
- ・支持的・受容的な温かい対応を心がける
- ・人間には成長に向かう潜在力があることを知る

ウ 定期的な教育相談の実施

⑤ 家庭・地域との連携

いじめ問題は、学校のみで解決することに固執することなく、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、共同して帰結を図る姿勢が重要である。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関すると思われる情報に対し、学校は誠意のある対応を行うことが大切である。

2 把握しにくいいじめへの対応（早期発見）

（1）体制

① 複数教師での指導の取組み・体制づくり

ア 学級担任だけでなく、生徒指導主任、学年主任、養護教諭はもとより、全ての職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。

イ 定期的に、あるいは必要に応じて、いじめ問題への取組みのアンケート等を行う。

（2）教育活動

何よりも大切なことは、子どもに対して、全職員がいじめられている子どもを必ず守り通すといった、毅然とした姿勢を日頃から示すことである。

① いじめられている子どものサイン

ア 日頃から、観察や日記等で内面の変化を捉える。

イ いじめが潜在化していることから、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチする。

② 触れあいの時間を増やす

（3）研修

いじめ問題に関する事例研究を組織的・計画的に行う。

(4) 教育相談

① 継続観察・指導

- ア 子どもがどんな些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がける。
- イ 定期的なアンケートなどによる実態調査や個別の教育相談を実施する。

② 信頼感に基づいた活動

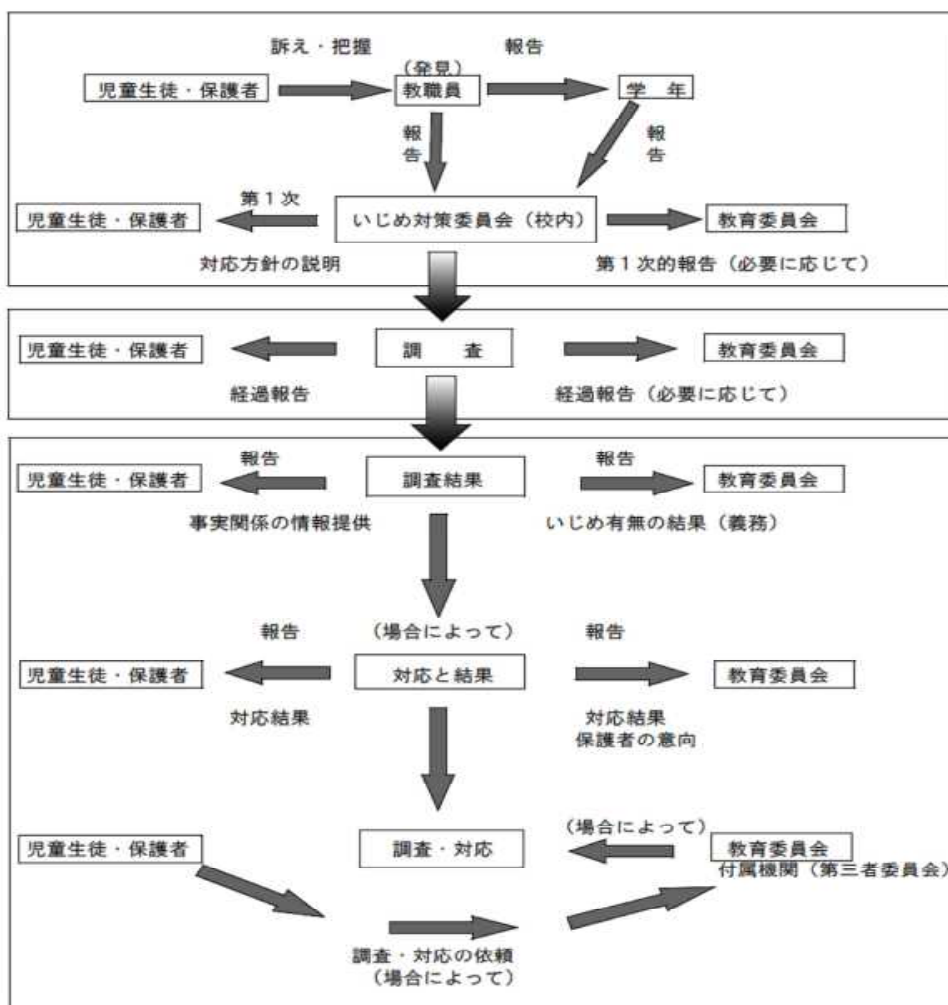
- ア 子どもに信頼感・安定感を抱かせるために、全職員はどんな些細な悩みでも相談に応じるなど、親身な対応を行う。

(5) 家庭・地域社会との連携

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執することなく、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上、協同して解決を図る姿勢が重要である。学校は、PTAや地域の関係団体と共に協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、更に、学校を家庭や地域社会に開かれたものにしていくことが必要である。

「いじめ防止対策推進法」第23条いじめに対する措置

【いじめ発生時の通常対応等のフロー図例】



3 現に起こっているいじめへの対応（緊急的対応）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法 第28条

(1) いじめが発見された場合の役割分担

- ① 事実関係を確認する。・・・学級担任を中心に
 - ・いじめの内容。時期、場所などについて明確にする。
- ② 「いじめ対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
- ③ いじめられた子どもへの対応・・・学級担任と教育相談担当が主に担当する。
- ④ いじめた子どもへの対応・・・生徒指導主任と教育相談担当が主に担当する。
- ⑤ その他の子ども（傍観者）への対応・・・学級担任と学年主任が主に担当する。
- ⑥ PTAへの働きかけ（必要な場合）・・・校長と教頭が担当する。
- ⑦ 教育委員会など関係諸機関との連携・・・校長・教頭が担当する。

(2) 指導のあり方

- ① いじめられている子どもへの対応
 - ア いじめられている子どものこれまでの心の痛み、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解する。
 - イ 学校生活のいろいろな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
 - ウ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませることがあるので、このような言葉は避ける。
- ② いじめている子どもへの指導
 - ア 事実関係を確認する場合、当事者だけでなく周りの子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできる限り正確に把握する。
 - イ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。
 - ウ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強く持たせることを中心に指導する。

エ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾け、心情をくみとる。

③ 周りの子ども（傍観者）への指導

- ア いじめられている子どもがいじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
- イ いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教師が毅然とした態度で指導し、学級内でいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- ウ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教師に言ってくるように働きかける。このような中で、いじめを通報してきた子どもがあれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその子どもが仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

④ いじめのアフターケア

いじめの指導の事後指導は、注意深く、継続的にいじめられた側、いじめた側に関わっていくような教育相談的な対応を行う。

(3) 教育相談

① いじめられている子どもに対する教育相談

〈手順〉

- ア 心身の安定を保障し、不安感を取り除く。
- イ 事実関係を把握する。
- ウ いじめに対して、教師も一緒に取り組むという気持ちを伝える。
- エ 気持ちを安定させ、自信を持たせる。
- オ その子が望むなら、いじめていた子ども（達）と話し合う場を持ち、教師も話し合いの一員として必ず立ち会う。
- カ 教育相談を継続する。

② いじめている子どもに対する教育相談

〈手順〉

- ア 事実関係の把握を行う。
 - ・いじめに加わっていた子が複数の時は、一対一で対応する。
- イ いじめの行為の重大性に気づかせる。
 - ・相手に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかを認識させる。
- ウ 行為に対する責任をとらせる。
 - ・発達段階に応じて、保護者とともに、謝罪するなど自分で責任ある行動をとる。
- エ いじめの理由を聞き、自立を援助する。
 - ・今後、どのような心構えで生活していくか考えさせる。

- オ 正しい人間関係のあり方について指導する。
- カ 教育相談を継続する。

(4) 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との対応

- ア 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の言い分を十分聞き入れる。そして、一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- イ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明をする。
- ウ いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめられている子どもの人権を守り、いじている子どもに対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
- エ プライバシーの保護に努め、いじめの情報がもれることがないように、しっかりと情報管理をする。
- オ 保護者によっては事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心がける。
- カ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層、信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
- キ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

② いじている子どもの保護者との対応

- ア 時間をかけても正確な事実関係を確認することを心がけ、憶測は避ける。
- イ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、子どもの成長、人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ウ 謝罪の仕方、自分の子どもへの指導のあり方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- エ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- オ 保護者も苦慮しているという認識を持ち、子どものよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

(5) 地域・関係機関との連携

① 学校地域との連携

- ア 日常からの連携に基づき、いじめ解決のため、地域との積極的な協力を図る。
- イ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導、対応の後には、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ウ 情報源については秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取り扱いを依頼する。

② 学校と関係機関との連携

- ア いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を行う。(教育委員会、教育事務所、児童相談所、児童家庭課、主任児童委員、人権擁護委員等)

イ 特に深刻ないじめについては、あくまでも学校の主体性を維持しつつ警察と連携して対応することもある。

「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

〔重大事態対応のフロー図例：学校対応、または、委員会対応の場合〕

